

地域の課題を解決する NPO を育成するための 7 つの要望

2016 年 2 月 18 日

認定特定非営利活動法人 日本 NPO センター

代表理事 早瀬 昇

〒100-0004 東京都千代田区大手町 2-2-1 新大手町ビル 245

TEL: 03-3510-0855 FAX: 03-3510-0856 (担当 : 吉田、深野)

現代の日本社会は少子高齢化やそれに伴う孤立、地域経済の疲弊など、社会構造の変化に伴う様々な課題が表出しています。そうした地域課題に対応し、地域を持続可能にすることは喫緊に取り組むべき課題であり、そのためには各地域の実情に合った活動を行う NPO の育成が重要です。「共生社会」の実現のためにも、多様な働き方を実現する NPO が活発に活動できるための環境整備が欠かせません。つきましては、地域課題の解決に向けて、成果を挙げる NPO を増やすために、以下の 7 項目について要望いたします。

1. 東日本大震災の復興に取り組む NPO の支援
2. 災害に対応するための官民連携の促進
3. 地域で NPO が成果を出せる存在となるための支援者の育成
4. 持続可能な地域づくりにむけた体制づくり
5. 地方議員のみなさまの NPO に対する理解促進・対話の場づくり
6. NPO 法改正の早期実現
7. 休眠預金活用法案の早期実現

1. 東日本大震災の復興に取り組む NPO の支援

東日本大震災から 5 年が経とうとしていますが、未だ 17 万人が全国に避難生活を余儀なくされています(*)。被災地においては特に高齢化が進んでおり、避難生活の長期化や経済力による生活再建の速さの違いによる孤立も深刻となっています。NPO はこうした被災された方の暮らしを支え、生活再建を後押ししてきましたが、まだその道は半ばと言わざるを得ません。震災から 5 年が経ち、NPO の活動を後押しする支援策が終了し、活動が成り立たなくなることが危惧されています。寄附の拡充等、NPO も自助努力を重ねていますが、震災以降に設立された団体はまだ経験も浅く、自立した組織運営はまだ困難な状況です。NPO による被災者の生活再建支援が長期にわたって持続されるよう、継続した支援をお願いいたします。

(*)2016 年 1 月 14 日現在復興庁調べ

2. 災害に対応するための官民連携の促進

増加し続ける国内災害において、NPO や災害ボランティアに対する期待が高まっています。昨年の関東・東北豪雨災害においても、常総市では災害対策本部において NPO の参加が求められたり、茨城県、常総市、茨城県社会福祉協議会、常総市社会福祉協議会、地元 NPO、全国域の NPO ネットワークの 6 者による定期協議の場が設けられ、官民協働での支援活動が展開されています。

こうした活動がスムーズに行われるよう、訓練等の平時からの備え、発災時の緊急救援、発災後の復興支援や防災まちづくりといった、それぞれの状況に合わせた官民連携の仕組みについて明確化してください。

3. 地域で NPO が成果を出せる存在となるための支援者の育成

NPO がより社会の期待に応えるためには、NPO 自身がその組織基盤を強化することが必要です。そのために企業の社会貢献活動も含めた民間による支援も徐々に充実してきていますが、「特定非営利活動法人に関する実態調査」(内閣府)からもわかる通り、NPO の組織基盤は未だ脆弱で不安定な状況です。地域で成果を出せる NPO を増やすためには、地域で継続的に NPO からの相談に乗り、研修を企画することのできる、中間支援組織の人材育成が重要です。そのための支援策を拡充してください。

4. 持続可能な地域づくりにむけた体制づくり

少子高齢化やそれに伴う孤立、地方経済の疲弊など、日本の多くの地域が課題を抱えています。既に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」が策定され、地方創生に向けた取り組みが各地域で始まりつつあります。国際的にも地域の持続可能性は議論になっており、昨年、国連において「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択されました。国内の課題と国際的論点が重なってきており、NPO も国境を超えた

知見交流を始めつつあります。SDGs は国内においても推進すべき重要な目標であるという認識のもと、国が省庁を超えた体制を整えていただけるよう、後押しをしてください。

5. 地方議員のみなさまの NPO に対する理解促進・対話の場づくり

2012 年の改正で所轄庁が都道府県と政令指定都市に移管され、認定事務も所轄庁に移るなど、NPO 法の運用において地方自治体の役割が増えています。何より地域の課題解決のためには、それぞれの地域の資源を活かした NPO の取り組みが重要な意味を持ちます。このことを地方議員のみなさまが理解いただけるよう、党としても後押しをお願いいたします。なお、地方議員のみなさまと NPO が、地域課題を共有し、これからの地域のあり方について対話する機会をいただけるのであれば、その場づくりにご協力したいと考えています。

6. NPO 法改正の早期実現

2012 年に改正された特定非営利活動促進法では施行後 3 年を目途として、認定制度や寄附の促進策などについて検討し、必要に応じて改正することとなっています。既に 3 年が経過しようとしています。この間、市民が主体となった多様な活動の重要性はますます高まっており、より使いやすい制度とするために、認証期間の短縮やインターネットを活用した情報開示の強化など、NPO 法の改正が求められています。超党派の NPO 議員連盟で議論をされている NPO 法の改正を早期に実現してください。

7. 休眠預金活用法案の早期実現

毎年大量に発生する休眠預金等を、預金者への払い戻しの仕組みを担保した上で、民間公益活動の促進に活用する法案が検討されていますが、この仕組みを早期に実現してください。

市場原理になじまず、かつ行政が実施するのにそぐわない社会課題に先駆的に対応するためには、そうした活動を後押しするための資金の確保が重要です。そのために NPO 法人向けの寄附金税制の充実が図られていますが、まだまだ十分とは言えません。休眠預金を活用し、先駆的な活動を後押しする仕組みを整えてください。